平成24年度 境港市介護保険運営協議会(第1回)

資 料

協議事項① 地域主権一括法施行に伴う条例制定について

協議事項② 地域密着型サービス事業所指定について

報告事項① 地域密着型サービス事業所公募について

報告事項② 地域包括支援センターの運営状況について

日 時 平成24年11月29日(木)午後1時30分~

場 所 境港市役所 第一会議室(本庁舎2階)

地域主権一括法施行に伴う条例制定について

(仮称) 境港市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例等の制定案の概要

1 条例制定

- (1) 境港市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 境港市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 境港市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

2 目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次一括法)等が施行され、介護保険法が改正されたことに伴い、従来、厚生労働省で定めることとされていた、人員、設備、運営施設基準、事業者の指定等について、市の条例で定めることとされました。

条例制定に当たっては、①「従うべき基準」(省令で定める基準に従い定めるもの)、②「標準」(「省令で定める基準を標準として定めるもの」)、③「参酌すべき基準」(省令で定める基準を参酌するもの)が示されており、自治体はこの示しに応じながらそれぞれの地域の実情に基づいた内容の条例を制定するものです。

3 内容

- (1) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 複合型サービス
- (9) 介護予防認知症対応型通所介護
- (10) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (11) 介護予防認知症対応型共同生活介護

4 市の考え方

(1) 「従うべき基準」

この基準は、「人員」「居室面積」「利用定員」「人権に直結する運営基準」について 示されており、必ず厚生労働省令の基準に適合しなければならない基準であることか ら、現行基準のとおり、条例に規定します。

く従うべき基準の規定の概要>

- ① 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ② 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

- ③ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ④ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 「標準」について

この基準は、「従うべき基準」に示された以外の指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員について示されており、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる基準を定めることができるとなっています。本市では、利用定員について基準を変更する特段の事情や地域性が見られないため、現行基準どおりの規定とします。

<標準の規定の概要>

指定地域密着型サービス事業(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。)に係る利用定員

(3) 「参酌すべき基準」について

この基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるものです。本市では、国の基準を基本とし、事業者の実地指導や県が制定する条例との整合性等を踏まえ、一部の項目について独自基準を条例に規定します。

<条例で定める独自基準等>

〇一括法により条例委任を受けて『参酌すべき基準』のうち、市独自基準として変 更するものは、下表のとおりです。

項目	追加•変更内容	考え方
記録の	利用者に対するサービス提供に	介護報酬過誤返還等の公法上の債権
整備	関する記録書類の保存期間につ	消滅時効は5年であることから、書
	き、完結の日から「2 年間」と	類保存年限を対応させるため修正。
	されているものを「5 年間」に	
	延長する。	

〇改正介護保険法により条例委任を受けて追加するもの

項目	追加•変更内容	考え方
法人格	指定地域密着型サービス事業者	改正介護保険法では、『申請者が市町
の有無	(指定地域密着型介護予防サー	村の条例で定める者でないとき』と
	ビス事業者) は、法人でなけれ	されたが、国の現行基準に過不足が
	ばならないものとする。	ないため、従来の介護保険法の規定
		どおり。
入所定	地域密着型介護老人福祉施設の	改正介護保険法では、『入所定員が
員	入所定員は二十九人以下とする	29人以下であって市町村の条例で
		定める数であるもの』とされたが、
		国の現行基準に過不足がないため、
		従来の介護保険法の規定どおり。

5 施行期日

平成25年4月1日

【参考】条例の基準となる省令等

■介護保険法第78条の2

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42項の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護者人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護者人ホームのうち、その入所定員が29 人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型サービス費及び特例地域密着型サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3 略

- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。
- (1)申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)~(12)略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令(*)で定める 基準に従い定めるものとする。

6~11 略

*介護保険法施行規則第131条の10の2

法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

■介護保険法第78条の4

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

- 第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (1)指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

- (2)指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- (3)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- (4)指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (5)指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員4~8 略

■介護保険法第115条の12

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 (略)

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する ときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。
- (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)~(12)略

3 市町村が前項第 1 号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令(*)で定める 基準に従い定めるものとする。

4~7 略

*介護保険法施行規則第140条の27の2

法第 115 条の 12 第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

■介護保険法第115条の14

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

- 第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業 所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定 地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの 事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- (4)指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5)指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4~8 略

(5) 平成18年厚生労働省令第34号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(6) 平成18年厚生労働省令第36号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

地域密着型サービス事業所指定について

地域密着型サービス事業者の指定について

1. 介護保険事業計画による整備予定

整備する事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
整備する地域	第二中学校区圏域
整備事業所数	1 か所

2. 公募の内容

募集期間	平成24年10月9日(火)~平成24年10月31日(水)
応募事業者	社会福祉法人 こうほうえん

3. 指定申請の概要

申 請 者	社会福祉法人 こうほうえん
事業所予定地	境港市誠道町2083番地
サービスの類型	連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■基本方針

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、(中略)定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであること。

■提供するサービス

- ① 定期巡回サービス:訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供
- ② 随時対応サービス:利用者・家族等から通報を受け、オペレーターが対応するサービス
- ③ 随時訪問サービス:オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供
- ④ 訪問看護サービス:看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供
 - (注) 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から④まで、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から③までのサービスを提供する事業。

■人員基準

・提供時間帯を通じて1以上
・1 人は常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看
護師、社会福祉士又は介護支援専門員。
・その他、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した
経験者とすることが可能。
・専従(場合により兼務可能。夜間、深夜、早朝は、併設
施設の職員をオペレーターとすることが可能)
必要数
提供時間帯を通じて1以上
保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で2.5人
(うち1名は、常勤の保健師又は看護師)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数
専従かつ常勤であること(場合により兼務可能)

■設備基準

- ・次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターに携帯させなければならない。
- *利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器
- *随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器 (オペレーションシステム等)
- *利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器(ケアコール端末等)

■運営基準

- ・サービスの質の評価及び外部評価の受審、それらの結果を公表し、改善を図らなけ ればならない。
- ・訪問看護サービスに際し、主治医の指示を文書で受けること。
- ・主治医に介護計画書及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスについて主治 医と密接な連携を図ること。
- ・計画作成責任者は、介護計画を作成する。
- ・看護師等は、訪問看護報告書を作成する。
- ・介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。ただし、介護計画に おけるサービス提供の日時等については、計画作成責任者が決定できる。
- ・介護計画は、保健師、看護師等が利用者宅を定期的に訪問して行うアセスメントを 踏まえ作成すること。
- ・場合により、事業所間の契約に基いて、随時対応サービス・随時訪問サービスの一部を、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- ・場合により、午後6時から午前8時の間の随時対応サービスは、複数の事業所の契約に基づき、一体的に通報を受けることができる。
- ・利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有 識者等による「介護・医療連携推進会議」を設置し、サービス提供状況等を報告し、 評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ・事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、居住する 利用者以外の者に対しサービスの提供するよう努めること。

(連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と訪問看護事業者との連携)

- ・連携型事業者は、指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携すること。
- ・連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ること。
- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 医療・介護連携推進会議への参加
- ④ その他必要な指導及び助言

報告事項①

地域密着型サービス事業所公募について

地域密着型サービス事業者の公募について

1. 介護保険事業計画による整備予定

整備する事業	地域密着型介護老人福祉施設
整備する地域	第一中学校区圏域
整備事業所数	1 か所

2. 公募の内容

募集期間	平成24年9月3日(月)~平成24年9月14日(金)
応募事業者	社会福祉法人 こうほうえん

3. 今後の予定

施設整備完了後、老人福祉法に基づく介護老人福祉施設設置許可を経て地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業者として指定申請がある予定です。

《参考》

○地域密着型介護老人福祉施設

入所者(定員29人以下)に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設です。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、 機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいいます。

地域包括支援センターの運営状況について

(平成23年度実績)

地域包括支援センターの現状	
地域包括支援センターの活動	· · · · · · · · P 1 1
運動器機能向上事業	P12~P13
認知症予防事業	· · · · · · · · P 1 4
家族介護教室	· · · · · · · · P 1 5
地域住民グループ支援事業	····P16~P20
認知症相談事業	· · · · · · · · P 2 1
緊急通報システム事業	P22
介護予防支援業務	·····P23

く地域包括支援センターの現状>

センター所在地 地区 人口(人) 65歳以上 高齢化率 一人暮らし 人口(人) 人口(人) (%) の高齢者	地区 人口(人) 65歳以上 高齢化率 人口(人) 人口(人) (%)
地区 人口(人) 65歳以上 高人口(人) 人口(人)	センター所在地 地区 人口(人) 65歳以上 高 人口(人) 人口(人)
·所在地 地区 人口(人)	毛先 センター所在地 地区 人口(人) 65歳 人口(人) 人口(人)
·所在地 地区 ,	ft センター所在地 地区 人口 すこく # 1. m 1. m 1. m 2. m 2. m 2. m 3. m 2. m 3. m 3. m 3
· 中在 话	代 たりター所在地 はより、 は、ままして、 は、まままして、 は、ままままままままままままままままままままままままままままままままままま
センター所在地井半門10・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	先
	انت
センター名を記れている。	

◇包括支援センター職員内訳

センター名	北地域包括支援センター	南地域包括支援センター
保健師	1	,
社会福祉士	-	1
主任ケアマネジャー		-
ケアマネジャー		-
+	4	4

<地域包括支援センターの活動>

平成23年度 指導·相談実績

件数(のべ人数)

11 30 (07 7) 307	
相談形態	件数(のべ人員)
訪問時	1,116
来所	203
電話	1,301
時間外対応時	146
合計	2,766

(相談・指導内容)

項目	件数
介護保険	1,061
ふれあいの家	10
軽度生活援助事業	3
配食サービス	50
緊急通報システム	178
パワーリハビリ	54
施設·病院	684
介護用品	163
住宅改修	191
心理問題	184
家族問題	173
経済問題	75
安否確認	123
その他	129
合計	3,078

<運動器機能向上事業>

P.	<u>平成</u> 引催日	.23年		実績		参加
月		曜	担当	実施場所	内容	人数
4	1	金	北	プラント5健康サロン	認知症予防Q&A、ストレッチ体操	8
5	5	金	北	プラント5健康サロン	認知症予防Q&A、ストレッチ体操、リズム体操	12
5	12	木	南	しらぎく会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他 中浜ミニデイ	25
5	19	木	北	なぎさ会館	健康相談、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	11
5	24	火	北	外江町ふれあい会館	介護保険Q&A、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	13
5	30	月	北	上道町会館	介護保険Q&A、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	14
6	3	金	北	プラント5健康サロン	認知症予防Q&A、脳レクリエーション、リズム体操他	10
6	14	火	南	高松町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	23
6	17	金	南	渡7区会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	13
6	20	月	北	外江町会館	介護保険Q&A、脳レクリエーション、リズム体操他	15
6	21	火	北	境公民館	健康相談、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	16
6	22	水	南	麦垣町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	16
7	1	金	北	プラント5健康サロン	脱水・熱中症(講話)、脳レクリエーション、リズム体操他	14
7	11	月	南	福定町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	16
7	14	木	北	芝町会館	健康相談、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	14
7	18	月	南	美保町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	19
7	21	木	南	財ノ木町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	17
7	22	金	北	上道7区会館	介護予防施設の見学	19
7	26	火	南	プラント5健康サロン	ストレッチ、肩・下肢の体操、チェアエクササイズ他	17
7	26	火	南	中浜公民館	けんこう講座「足を鍛えよう」(講演)他	24
7	29	金	南	渡3区会館	健康相談、心と体はつながっている!!(講話)他	13
8	4	木	南	しらぎく会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他 中浜ミニデイ	22
8	5	金	北	プラント5健康サロン	脳レクリエーション、ストレッチ体操、リズム体操他	11
8	10	水	南	中野町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	23
8	17	水	北	なぎさ会館	健康相談、脳レクリエーション、ストレッチ体操他	1
8	18	木	南	誠道集会所	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	10
. 8	23	火	南	渡6区会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	1:
8	25	木	南	三軒屋町会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	20
8	30	火	南	渡11区会館	健康相談、心と体はつながっている!! (講話)他	1
9	1	木	南	しらぎく会館	健康相談、運動と認知症予防(講話)他 中浜ミニデイ	2!
9	2	金	北	プラント5健康サロン	脳レクリエーション、ストレッチ体操、リズム体操他	10
9	6	火	南	渡1区会館	健康相談、運動と脳(講話)	20
9	17	±	北	しおさい会館	健康相談、脳レクリエーション、リズム体操他	1
9	20	火	南	渡8区会館	健康相談、運動と認知症予防(講話)他	
9	27	火	南	余子公民館	けんこう講座「足を鍛えよう」(講演)	1
				L.,,,		

月	月催 E	曜	担当	実施場所	内容	参加人数
10	6	木	南	しらぎく会館	健康相談、心と体はつながっている!!(講話)他 中浜ミニデイ	
10	7	金	北	プラント5健康サロン	健康体操、介護予防のすすめ(講話)	
10	7	木	南	渡10区会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
10	14	金	北	プラント5健康サロン	脳レクリエーション、リズム体操、介護保険(講話)	
10	18	火	北	外江町ふれあい会館	健康相談、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	
10	18	火	南	誠道集会所	けんこう講座「足を鍛えよう」(講演)他	
10	24	月	北	上道町会館	健康相談、介護予防のすすめ(講話)、脳レクリエーション他	
10	25	火	南	幸神町会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
11	4	金	北	プラント5健康サロン	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション、リズム体操他	
11	10	木	南	新屋町会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
11	18	金	北	清水町会館	健康相談、インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション他	
11	22	火	北	境公民館	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション、ストレッチ体操他	
11	25	金	北	上道7区会館	介護保険(講話)、脳レクリエーション、ストレッチ体操他	
12	- 1	木	南	しらぎく会館	健康相談、転倒予防をしましょう(講演)他 中浜ミニデイ	
12	2	金	北	プラント5健康サロン	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション、リズム体操他	
12	2	金	北	保健相談センター	認知症予防まちづくり市民大会 反省会	
12	7	水	北	外江ふれあい会館	認知症予防・生活習慣見直しの必要性(講話) えがおの会	
12	19	月	南	渡西会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
1	6	金	北	プラント5健康サロン	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション、リズム体操他	
1	11	水	南	渡2区会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
1	12	木	南	しらぎく会館	健康相談、運動と認知症予防(講話)他	
1	18	水	南	渡9区会館	健康相談、運動と脳(講話)他	
1	24	火	南	タ日ヶ丘集会所	健康相談、運動と脳(講話)他	
1	30	月	北	外江町会館	健康相談、インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション他	
2	3	金	北	プラント5健康サロン	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション、リズム体操他	
2	16	木	北	芝町会館	健康相談、インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション他	
2	24	金	北	上道7区会館	健康相談、インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション他	
3	2	金	北	プラント5健康サロン	減塩(講話)、脳レクリエーション、ストレッチ体操他	
3	9	金	北	清水町会館	介護保険クイズ、ストレッチ体操、チェアエクササイズ	
3	13	火	南	渡公民館	けんこう講座「足を鍛えよう」(講演)他	
3	14	水	北	なぎさ会館	健康相談、脳レクリエーション、ストレッチ体操他	

北 34 南 32 合計 66

<認知症予防事業>

平成23年度 認知症予防教室実績

閉	催日	3	担	実施場所	実施内容.講演·講話	参加
月	日	曜	当	天旭初川	XXX 70.487X 187111	人数
4	8	金	南	余子公民館	「健康チェック教室~認知症予防を学ぼう」	24
4	22	睁	南	余子公民館	今後の活動などを検討 健康ひまわり会	17
5	13	金	南	余子公民館	グループワーク他 健康ひまわり会	15
5	27	金	南	余子公民館	軽体操、遠足 健康ひまわり会	13
6	10	金	南	余子公民館	グループワーク他 健康ひまわり会	14
6	24	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	12
8	26	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	15
9	16	月	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	15
10	6	木	北	上道公民館	認知症予防を考える	2
10	14	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	16
10	28	金	南	ナマステホール	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	13
2	22	水	北	外江公民館	「認知症予防と生活習慣病予防について」村上医師	48
2	25	±	北	上道公民館	「認知症予防と生活習慣病予防について」村上医師	68
2	29	水	北	境公民館	「認知症予防と生活習慣病予防について」村上医師	59
						331

北	4
南	10
合計	14

<家族介護教室>

平成23年度実績

開	催	Ħ	担	題目	講師		参加
月	П	曜	当	題 目	所属	氏 名	人数
7	15	金	南	「一生おいしく、楽しく、安全に食べるために」	さかい幸朋苑 歯科衛生士	香川 由美	23
8	30	火	北	「百聞は一見にしかず ~バス見学~」	各介護保険施設	職員	18
9	15	木	南	「一生おいしく、楽しく、安全に食べるために」	さかい幸朋苑 歯科衛生士	香川 由美	30
10	25	火	北	「リハビリにつながる介護方法」	済生会境港総合病院 理学療法士	小山 巧	10
11	30	水	南	「一生おいしく、楽しく、安全に食べるために」	さかい幸朋苑 歯科衛生士	香川 由美	17
12	5	月	北	「認知症の対応について一緒に考えよう」	認知症コールセンター 認知症の人と家族の会 鳥取支部		13
						<u></u>	111

<地域住民グループ支援事業>

平成23年度 地域住民グループ支援事業実績

F	開催E	3	担	実施場所	実 施 内 容	参加
月	日	曜	当	天	項目・演題	人数
4	13	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	13
4	18	月	南	老人福祉センター	認知症サポーター養成講座 赤十字奉仕団	38
4	20	水	北	上道公民館	軽体操の紹介・アレンジ、交流会の検討会 なごみ会	11
4	21	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	7
4	27	水	北	外江公民館	認知症によい食事(講話)、食事の振り返り・Q&A、交流会の検討会 えがおの会	21
5	10	火	北	上道町会館	交流会の検討会、発表練習 なごみ会	13
5	11	水	北	保健相談センター	認知症予防サークル交流会 えがおの会、なごみ会	35
5	11	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	13
5	19	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	7
5	25	水	北	境公民館	交流会の検討会、発表練習 たっしゃでい会	10
5	25	水	南	花回廊	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	18
6	1	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	23
6	7	火	北	上道公民館	交流会の検討会、発表練習 なごみ会	10
6	9	木	南	誠道公民館前広場	誠道町ふれあい壽運動会	67
6	15	水	北	上道公民館	認知症予防サークル交流会 なごみ会、たっしゃでい会	20
6	15	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	24
6	16	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	7
-6	22	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	12
*7	8	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	15
7	13	水	北	保健相談センター	認知症予防自主サークル合同研修会	30
7	13	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	17
7	22	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	16
7	25	月	北	上道町会館	認知症予防サークル交流会 上道ふれあいの家、なごみ会	20
7	27	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	23

月	昇催日]	担	中长担元	実 施 内 容	参加
月	日	曜	当	実施場所	項目・演題	人数
8	1	月	南	ナマステホール	境港市ボランティア実践教育	17
8	3	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	16
8	4	木	北	外江公民館	外江地区児童民生委員定例会勉強会	11
8	23	火	北	上道町会館	上道地区ふれあいの家援助員定例会	11
8	24	水	北	境公民館	YMCAの学生による認知症予防指導 たっしゃでい会	11
8	24	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	20
8	29	月	南	中浜公民館	中浜地区認知症予防教室交流会	19
9	5	月	北	なぎさ会館	境地区ふれあいの家援助員勉強会	16
9	12	月	南	麦垣町会館	認知症サポーター養成講座 つくしの会	17
9	14	水	北	境公民館	YMCAの学生による認知症予防指導 たっしゃでい会	9
9	14	水	北	境公民館	活動発表準備、認知症予防の考え方(講話) ゲゲゲの会	5
9	14	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	20
9	20	火	北・南	保健相談センター	認知症予防まちづくり市民大会打ち合わせ会	
9	21	水	北	上道町会館	市民大会の検討会 なごみ会	14
9	22	木	南	渡小学校	渡まめな会と4年生の交流・認知症サポーター養成講座	65
9	25	日	北	市民会館周辺	境港市福祉まつりで健康相談コーナーを開設	
9	28	水	北	外江公民館	市民大会の発表協議・練習	21
9	28	水	北	境公民館	YMCAの学生による認知症予防指導 たっしゃでい会	7
9	28	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	17
9	30	金	北	上道町会館	首・肩などの痛みを予防する体操他 上道ふれあいの家、なごみ会	24
9	30	金	北	上道町会館	首・肩などの痛みを予防する体操他 上道ふれあいの家、なごみ 会	24
10	5	水	北	上道公民館	市民大会の打ち合わせ、体操の考案	11
10	5	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	19
10	6	木	北	上道公民館	認知症予防サークルの支援協議 なごみ会	2
10	11	火	北	上道町会館	市民大会の打ち合わせ なごみ会	11
10	12	水	北	外江公民館	市民大会の打ち合わせ えがおの会	22

厚	見催 E]	担	中长担配	実 施 内 容	参加
月	日	曜	当 	実施場所	項目・演題	人数
10	12	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	16
10	19	水	北	なぎさ会館	公民館まつり反省会、市民大会発表練習 ゲゲゲの会	8
10	19	水	北	上道公民館	市民大会の発表練習 なごみ会	9
10	19	水	南	渡小学校	渡まめな会と4年生の交流	74
10	19	水	南	三軒屋町会館	認知症サポーター養成講座 いきいきサロン他	20
10	20	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	6
10	20	木	南	財ノ木町会館	認知症サポーター養成講座 ふれあいしあわせ塾他	24
10	26	水	北	外江ふれあい会館	市民大会の発表練習 えがおの会	22
10	26	水	北	境公民館	市民大会の発表練習、展示内容確認 ゲゲゲの会	5
10	26	水	北	なぎさ会館	YMCAの学生との交流準備、市民大会準備他 たっしゃでい会	8
10	26	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	17
10	28	金	北南南	文化ホール	認知症予防まちづくり市民大会打ち合わせ会	:
11	2	水	北	境公民館	市民大会の発表練習 ゲゲゲの会	6
11	2	水	北	上道公民館	市民大会の発表練習 なごみ会	12
11	2	水	北	なぎさ会館	市民大会の発表練習 たっしゃでい会	7
11	2	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	21
11	6	B	北市	文化ホール	認知症になっても安心して暮らせるまちづくり市民大会	253
11	9	月	北	なぎさ会館	YMCAの学生による運動指導 たっしゃでい会	8
11	9	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	19
11	11	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	10
11	16	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	23
11	18	金	北	プラント5高齢者 サロン	プランント5健康祭り	28
11	22	火	北 · 南	保健相談セン ター	認知症予防まちづくり市民大会打ち合わせ会	
11	22	火	南	幸神町会館	認知症サポーター養成講座 ふれあいの家参加者他	36
11	24	木	南	新屋町会館	認知症サポーター養成講座 さわやか4木会他	22
11	25	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	13

	開催E	3	担	☆₩₩	実 施 内 容	参加
月	日	曜	当	実施場所 	項目・演題	人数
12	5	月	南	小篠津町会館	認知症サポーター養成講座 さくら会他	19
12	7	水	南	渡小学校	渡まめな会と4年生の交流	70
12	9	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	15
12	14	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	10
12	15	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	7
1	10	火	北	上道町会館	自分の健康づくりについて検討 なごみ会	7
1	11	水	北	境公民館	自分の健康づくりについて検討他 たっしゃでい会	6
1	11	水	北	境公民館	自分の健康づくりについて検討他 ゲゲゲの会	6
1	11	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	12
1	13	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	13
1	14	土	北	しおさい会館	健康相談、インフルエンザ予防(講話)他	15
1	19	木	北	なぎさ会館	インフルエンザ予防(講話)、脳レクリエーション他	10
1	19	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	9
1	19	木	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	19
1	20	金	南	中浜公民館	中浜地区認知症予防自主活動代表者会議	13
1	25	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	14
1	27	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	14
2	1	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	18
2	8	水	南	誠道公民館	健康な身体と元気脳つくり講演会 認知症をみんなで学ぶ会	22
2	10	金	南	余子公民館	健康な身体と元気脳つくり講演会 健康ひまわり会	21
2	12	日	南	渡公民館	認知症予防まちづくり講演会 渡まめな会他	56
2	15	水	北	外江公民館	来年度の活動 えがおの会	10
2	15	水	南	渡公民館	渡まめな会と4年生の交流	70
2	16	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	14
2	24	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	9
3	7	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	18

月	開催日	3	担	実施場所	実 施 内 容	参加
月	日	曜	当	天心场仍	項目・演題	人数
3	9	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	10
3	14	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会他	29
3	15	木	南	西森岡会館	自主サークル活動支援 元気になるための会	7
3	21	水	南	渡公民館	自主サークル活動支援 渡まめな会	16
3	23	金	南	余子公民館	自主サークル活動支援 健康ひまわり会	13
3	28	水	南	誠道公民館	自主サークル活動支援 認知症をみんなで学ぶ会	9
· /						2,127

北	41
南	63
合計	104

<認知症相談事業>

平成23年度実績

	月	日	相談件数	担当
1	5	23	1	北
2	7	21	0	南
3	9	22	1	北
4	11	17	0	南
5	1	20	1	北
6	3	15	0	南
	=	+	3	

<緊急通報システム事業>

設置状況

設置箇所	件数
個人宅	34
シルバーハウジング	20
合計	54

平成23年度 緊急通報装置利用状況

	受信 支援内容						ξ.			
月	緊急ボタン	相談ボタン	ペンダント・手元ボタン	火災センサー (シルバーハウジング)	停電・電池切れ等	i.	訪問	電話	-	誤
4月	3	2	2	2	0	9	2	1	3	1
5月	5	0	1	26	5	37	3	1	4	4
6月	6	1	3	1	0	11	6	5	11	2
7月	1	0	2	7	2	12	2	10	12	4
8月	4	1	2	4	8	19	5	14	19	6
9月	1	0	2	0	. 0	3	1	2	3	2
10月	3	6	10	1	1	21	17	4	21	3
11月	1	0	3	2	0	6	3	3	6	4
12月	11	1	10	1	0	23	9	14	23	5
1月	1	0	0	3	0	4	0	4	4	4
2月	1	1	0	2	0	4	3	1	4	2
3月	3	1	0	0	0	4	1	3	4	2
計	40	13	35	49	16	153	52	62	114	39

介護予防支援業務(介護報酬請求件数) 平成23年4月から平成24年3月まで

包括名	月	プラン作成	うち委託件数	委託のうち同一 法人の受託件数
	4月	95	40	29
	5月	99	37	25
	6月	92	37	23
	7月	95	33	22
	8月	101	27	19
ᆚ	9月	106	24	15
北	10月	114	19	11
	11月	114	21	11
	12月	120	21	11
	1月	125	21	10
	2月	125	20	9
}	3月	125	21	9
合計		1,311	321	194

包括名	月	プラン作成	うち委託件数	委託のうち同一 法人の受託件数
	4月	106	3	0
	5月	103	3	0
	6月	97	6	0
	7月	117	5	0
	8月	84	1	0
南	9月	100	2	0
HT)	10月	102	2	0
	11月	97	0	0
	12月	102	5	. 0
	1月	129	2	0
	2月	155	5	0
	3月	146	1	0
合計		1,338	35	0

包括名	月	プラン作成	うち委託件数	委託のうち同一 法人の受託件数
	4月	201	43	29
	5月	202	40	25
	6月	189	43	23
	7月	212	38	22
	8月	185	28	19
北+南	9月	206	26	15
10'H	10月	216	21	11
	11月	211	21	11
ļ	12月	222	26	11
	1月	254	23	10
	2月	280	25	9
	3月	271	22	9
合	計	2,649	356	194